

平成十四年八月二日受領
答弁第一二四号

内閣衆質一五四第一二四号

平成十四年八月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申し立ての情報公開審査会への諮問
遅れ等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出情報公開法に基づく開示決定等に対する不服申し立ての情報公開審査会への
諮問遅れ等に関する質問に対する答弁書

一の1から18までについて

平成十三年四月一日から平成十四年七月五日までの間で受理した開示請求についてお尋ねの件数等は、
別表一から別表十六までのとおりである。

一の19について

内閣府情報公開審査会及び会計検査院情報公開審査会（以下「両審査会」という。）において調査審議
が継続中の事件で、諮問の時から現在までの期間が各行政機関で最長となっているものの事件名及び経過
日数（平成十四年七月五日現在）は、別表十七のとおりである。

一般に、両審査会においては、開示請求の対象となっている文書の見分を行うほか、不服申立人等に対
し意見書の提出を促してその主張を整理し、諮問庁からの口頭説明や不服申立人の口頭意見陳述を聴取す
るなど所要の調査審議を適切に行っているところであり、個々の事件によって調査審議に要する時間は異
なるものの、これまで両審査会の答申に必要な以上の時間を要したものはなかったと考える。

なお、内閣府情報公開審査会に係属中の事件のうち諮問の時から現在までの経過日数が最長のものは金融庁を諮問庁とする六事件であるところ、同審査会は本件について平成十三年八月二日に諮問を受けて以来、これまで十四回にわたり部会の会議を開催するなどして所要の調査審議を鋭意行っているが、本件で開示請求の対象となっている行政文書が大量であること、検討すべき論点が複雑多岐にわたることから、いまだ答申に至っていないものである。

また、会計検査院情報公開審査会に係属中の事件のうち諮問の時から現在までの経過日数が最長のものは「財務省（主計局及び理財局）との連絡会の議事要旨等の一部開示決定に関する件（平成十三年諮問第二号）」であるところ、同審査会は本件について平成十三年七月三十日に諮問を受けて以来、これまで八回にわたり会議を開催するなどして所要の調査審議を鋭意行っているが、同審査会発足（平成十三年四月一日）当初に、多数の諮問がなされ、これらの事件を同時並行して調査審議しており、同審査会の他の事件に係る事務量が多くなったことなどから、本件についてもいまだ答申に至っていないものである。

二から四までについて

不服申立てから諮問までに要する期間及び諮問から答申までに要する期間については、個別の事件にお

いて開示請求の対象となる行政文書の量、検討すべき内容等が異なるため、一概には答えられないが、必要な事務処理や充実した調査審議等を行った上で、できるだけ迅速に不服申立ての処理が行われることが望ましいものと考えており、各行政機関及び両審査会においては、今後とも、そのような対応に努めてまいりたい。

別表一 一の1でお尋ねの開示請求受付件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------------------|---------|
| 内閣官房 | 二百四十一件 |
| 内閣法制局 | 百三件 |
| 安全保障会議 | 零件 |
| 中央省庁等改革推進本部 | 四件 |
| 司法制度改革審議会 | 零件 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 零件 |
| 特殊法人等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 七件 |
| 都市再生本部 | 零件 |
| 人事院 | 三百件 |
| 内閣府 | 四百七件 |
| 宮内庁 | 三百九十九件 |
| 国家公安委員会 | 十八件 |
| 警察庁 | 四百九十一件 |
| 防衛庁 | 千四百七十四件 |
| 防衛施設庁 | 千七百四十九件 |
| 金融庁 | 二千三百八件 |
| 総務省 | 千四百六十四件 |
| 公正取引委員会 | 百八件 |
| 公害等調整委員会 | 六件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|-----------|----------|
| 郵政事業庁 | 二千三百五件 |
| 消防庁 | 十件 |
| 法務省 | 二千二百二十七件 |
| 司法試験管理委員会 | 二十六件 |
| 公安審査委員会 | 九件 |
| 公安調査庁 | 百十三件 |
| 検察庁 | 千四百十三件 |
| 外務省 | 二千八百七十五件 |
| 財務省 | 九百九十二件 |
| 国税庁 | 三万千八百八件 |
| 文部科学省 | 二千三百十四件 |
| 文化庁 | 百十五件 |
| 国立大学等 | 千四百四件 |
| 厚生労働省 | 五千七十四件 |
| 中央労働委員会 | 五件 |
| 社会保険庁 | 三百七十四件 |
| 農林水産省 | 四百四十二件 |
| 食糧庁 | 三十件 |
| 林野庁 | 百七十七件 |
| 水産庁 | 三十八件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|---------|
| 経済産業省 | 五百十六件 |
| 資源エネルギー庁 | 百九十件 |
| 特許庁 | 二百九十一件 |
| 中小企業庁 | 二十二件 |
| 国土交通省 | 六千七百七十件 |
| 船員労働委員会 | 一件 |
| 気象庁 | 五十件 |
| 海上保安庁 | 七十一件 |
| 海難審判庁 | 八十四件 |
| 環境省 | 三百四十七件 |
| 会計検査院 | 二百五十三件 |

別表二 一の2でお尋ねの開示決定件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------------------|--------|
| 内閣官房 | 四十九件 |
| 内閣法制局 | 七十二件 |
| 安全保障会議 | 零件 |
| 中央省庁等改革推進本部 | 一件 |
| 司法制度改革審議会 | 零件 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 零件 |
| 特殊法人等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 一件 |
| 都市再生本部 | 零件 |
| 人事院 | 二百五十八件 |
| 内閣府 | 二百二十七件 |
| 宮内庁 | 二百六件 |
| 国家公安委員会 | 二件 |
| 警察庁 | 百四十三件 |
| 防衛庁 | 四百五十三件 |
| 防衛施設庁 | 千五百六件 |
| 金融庁 | 二百四十八件 |
| 総務省 | 七百四十二件 |
| 公正取引委員会 | 二十五件 |
| 公害等調整委員会 | 一件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|-----------|------------|
| 郵政事業庁 | 三百六十六件 |
| 消防庁 | 一件 |
| 法務省 | 五百三十九件 |
| 司法試験管理委員会 | 三件 |
| 公安審査委員会 | 四件 |
| 公安調査庁 | 九件 |
| 検察庁 | 四十件 |
| 外務省 | 三百三十七件 |
| 財務省 | 百四十五件 |
| 国税庁 | 二万八千六百三十二件 |
| 文部科学省 | 二百五十三件 |
| 文化庁 | 四十五件 |
| 国立大学等 | 二百二十七件 |
| 厚生労働省 | 五百九十四件 |
| 中央労働委員会 | 四件 |
| 社会保険庁 | 百十八件 |
| 農林水産省 | 百七十八件 |
| 食糧庁 | 十一件 |
| 林野庁 | 七十件 |
| 水産庁 | 十八件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|----------|
| 経済産業省 | 百十七件 |
| 資源エネルギー庁 | 百三件 |
| 特許庁 | 六十四件 |
| 中小企業庁 | 七件 |
| 国土交通省 | 四千二百五十二件 |
| 船員労働委員会 | 一件 |
| 気象庁 | 十五件 |
| 海上保安庁 | 九件 |
| 海難審判庁 | 七十三件 |
| 環境省 | 百二十件 |
| 会計検査院 | 七件 |

別表三 一の3でお尋ねの部分開示決定件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------------------|---------|
| 内閣官房 | 五十一件 |
| 内閣法制局 | 三件 |
| 安全保障会議 | 零件 |
| 中央省庁等改革推進本部 | 一件 |
| 司法制度改革審議会 | 零件 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 零件 |
| 特殊法人等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 一件 |
| 都市再生本部 | 零件 |
| 人事院 | 十六件 |
| 内閣府 | 八十四件 |
| 宮内庁 | 六百三十件 |
| 国家公安委員会 | 十五件 |
| 警察庁 | 二百五十五件 |
| 防衛庁 | 五百七十七件 |
| 防衛施設庁 | 百三十五件 |
| 金融庁 | 千八百三十二件 |
| 総務省 | 三百五十一件 |
| 公正取引委員会 | 四十四件 |
| 公害等調整委員会 | 四件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|-----------|---------|
| 郵政事業庁 | 五百四十八件 |
| 消防庁 | 九件 |
| 法務省 | 九百九十八件 |
| 司法試験管理委員会 | 一件 |
| 公安審査委員会 | 二件 |
| 公安調査庁 | 八十三件 |
| 検察庁 | 八百三十一件 |
| 外務省 | 千五十七件 |
| 財務省 | 三百五十件 |
| 国税庁 | 二千五百八件 |
| 文部科学省 | 千五百三十件 |
| 文化庁 | 三十一件 |
| 国立大学等 | 五百七十七件 |
| 厚生労働省 | 二千五百十一件 |
| 中央労働委員会 | 一件 |
| 社会保険庁 | 百六十七件 |
| 農林水産省 | 百五十四件 |
| 食糧庁 | 十五件 |
| 林野庁 | 五十七件 |
| 水産庁 | 十六件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|---------|
| 経済産業省 | 三百十八件 |
| 資源エネルギー庁 | 六十四件 |
| 特許庁 | 百八十件 |
| 中小企業庁 | 十五件 |
| 国土交通省 | 千三百六十三件 |
| 船員労働委員会 | 零件 |
| 気象庁 | 二十四件 |
| 海上保安庁 | 三十二件 |
| 海難審判庁 | 七件 |
| 環境省 | 百二十二件 |
| 会計検査院 | 百十六件 |

別表四 一の4でお尋ねの不開示決定件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------------------|--------|
| 内閣官房 | 百十三件 |
| 内閣法制局 | 五件 |
| 安全保障会議 | 零件 |
| 中央省庁等改革推進本部 | 二件 |
| 司法制度改革審議会 | 零件 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 零件 |
| 特殊法人等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 五件 |
| 都市再生本部 | 零件 |
| 人事院 | 七件 |
| 内閣府 | 六十二件 |
| 宮内庁 | 九十二件 |
| 国家公安委員会 | 一件 |
| 警察庁 | 七十二件 |
| 防衛庁 | 百七十七件 |
| 防衛施設庁 | 五十六件 |
| 金融庁 | 四百五十七件 |
| 総務省 | 百五十九件 |
| 公正取引委員会 | 三十八件 |
| 公害等調整委員会 | 一件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|-----------|--------|
| 郵政事業庁 | 百四十件 |
| 消防庁 | 零件 |
| 法務省 | 二百九十七件 |
| 司法試験管理委員会 | 十六件 |
| 公安審査委員会 | 十件 |
| 公安調査庁 | 四十三件 |
| 検察庁 | 七百二十九件 |
| 外務省 | 九百四十四件 |
| 財務省 | 百七十六件 |
| 国税庁 | 五百三十八件 |
| 文部科学省 | 五十七件 |
| 文化庁 | 十七件 |
| 国立大学等 | 百二十七件 |
| 厚生労働省 | 六百四十四件 |
| 中央労働委員会 | 零件 |
| 社会保険庁 | 二十四件 |
| 農林水産省 | 八十三件 |
| 食糧庁 | 一件 |
| 林野庁 | 二十七件 |
| 水産庁 | 三件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|--------|
| 経済産業省 | 五十九件 |
| 資源エネルギー庁 | 七件 |
| 特許庁 | 三十五件 |
| 中小企業庁 | 二件 |
| 国土交通省 | 四百二十三件 |
| 船員労働委員会 | 零件 |
| 気象庁 | 九件 |
| 海上保安庁 | 十六件 |
| 海難審判庁 | 三件 |
| 環境省 | 五十五件 |
| 会計検査院 | 二十六件 |

別表五 一の5でお尋ねの期間延長がなされた件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------------------|---------|
| 内閣官房 | 七十九件 |
| 内閣法制局 | 十一件 |
| 安全保障会議 | 零件 |
| 中央省庁等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革審議会 | 零件 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 零件 |
| 特殊法人等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 零件 |
| 都市再生本部 | 零件 |
| 人事院 | 二件 |
| 内閣府 | 五十八件 |
| 宮内庁 | 二百二十七件 |
| 国家公安委員会 | 四件 |
| 警察庁 | 七十七件 |
| 防衛庁 | 四百六十二件 |
| 防衛施設庁 | 四十二件 |
| 金融庁 | 千七百五十五件 |
| 総務省 | 六十五件 |
| 公正取引委員会 | 零件 |
| 公害等調整委員会 | 零件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|-----------|---------|
| 郵政事業庁 | 三百九十一件 |
| 消防庁 | 零件 |
| 法務省 | 六百九十一件 |
| 司法試験管理委員会 | 零件 |
| 公安審査委員会 | 九件 |
| 公安調査庁 | 百三件 |
| 検察庁 | 二百十五件 |
| 外務省 | 千七百二十六件 |
| 財務省 | 百六十七件 |
| 国税庁 | 七百八十七件 |
| 文部科学省 | 五百二十六件 |
| 文化庁 | 三件 |
| 国立大学等 | 百七十一件 |
| 厚生労働省 | 八百三十七件 |
| 中央労働委員会 | 一件 |
| 社会保険庁 | 九件 |
| 農林水産省 | 四十六件 |
| 食糧庁 | 七件 |
| 林野庁 | 五件 |
| 水産庁 | 三件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|-------|
| 経済産業省 | 九十件 |
| 資源エネルギー庁 | 四十五件 |
| 特許庁 | 百四件 |
| 中小企業庁 | 二件 |
| 国土交通省 | 百七十六件 |
| 船員労働委員会 | 零件 |
| 気象庁 | 零件 |
| 海上保安庁 | 十八件 |
| 海難審判庁 | 零件 |
| 環境省 | 五十件 |
| 会計検査院 | 二十七件 |

別表六 一の6でお尋ねの不服申立て件数

| 行政機関名 | 件数 |
|----------------------|------|
| 内閣官房 | 三十四件 |
| 内閣法制局 | 一件 |
| 安全保障会議 | 零件 |
| 中央省庁等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革審議会 | 零件 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 零件 |
| 特殊法人等改革推進本部 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 五件 |
| 都市再生本部 | 零件 |
| 人事院 | 一件 |
| 内閣府 | 六件 |
| 宮内庁 | 十四件 |
| 国家公安委員会 | 一件 |
| 警察庁 | 十七件 |
| 防衛庁 | 五十五件 |
| 防衛施設庁 | 八件 |
| 金融庁 | 二百六件 |
| 総務省 | 二十六件 |
| 公正取引委員会 | 四十四件 |
| 公害等調整委員会 | 零件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|-----------|--------|
| 郵政事業庁 | 十一件 |
| 消防庁 | 零件 |
| 法務省 | 七十六件 |
| 司法試験管理委員会 | 十一件 |
| 公安審査委員会 | 七件 |
| 公安調査庁 | 十六件 |
| 検察庁 | 五十七件 |
| 外務省 | 二百十四件 |
| 財務省 | 十九件 |
| 国税庁 | 百二十五件 |
| 文部科学省 | 六十四件 |
| 文化庁 | 二件 |
| 国立大学等 | 四十四件 |
| 厚生労働省 | 二百四十九件 |
| 中央労働委員会 | 零件 |
| 社会保険庁 | 十二件 |
| 農林水産省 | 二十五件 |
| 食糧庁 | 二件 |
| 林野庁 | 十九件 |
| 水産庁 | 一件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|------|
| 経済産業省 | 二十三件 |
| 資源エネルギー庁 | 三件 |
| 特許庁 | 十一件 |
| 中小企業庁 | 零件 |
| 国土交通省 | 六十四件 |
| 船員労働委員会 | 零件 |
| 気象庁 | 一件 |
| 海上保安庁 | 十二件 |
| 海難審判庁 | 一件 |
| 環境省 | 二十六件 |
| 会計検査院 | 十件 |

別表七 一の7でお尋ねの情報公開審査会への諮問件数

| 行政機関名 | 件数 |
|------------|------|
| 内閣官房 | 四件 |
| 内閣法制局 | 一件 |
| 司法制度改革推進本部 | 零件 |
| 人事院 | 一件 |
| 内閣府 | 六件 |
| 宮内庁 | 十四件 |
| 国家公安委員会 | 一件 |
| 警察庁 | 六件 |
| 防衛庁 | 二十件 |
| 防衛施設庁 | 四件 |
| 金融庁 | 百十七件 |
| 総務省 | 十六件 |
| 公正取引委員会 | 四十二件 |
| 郵政事業庁 | 六件 |
| 法務省 | 六十二件 |
| 司法試験管理委員会 | 五件 |
| 公安審査委員会 | 零件 |
| 公安調査庁 | 八件 |
| 検察庁 | 五十件 |
| 外務省 | 二十四件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|------|
| 財務省 | 六件 |
| 国税庁 | 二件 |
| 文部科学省 | 四十六件 |
| 文化庁 | 一件 |
| 国立大学等 | 二十四件 |
| 厚生労働省 | 百九十件 |
| 社会保険庁 | 零件 |
| 農林水産省 | 二十三件 |
| 食糧庁 | 二件 |
| 林野庁 | 十一件 |
| 水産庁 | 一件 |
| 経済産業省 | 十四件 |
| 資源エネルギー庁 | 一件 |
| 特許庁 | 二件 |
| 国土交通省 | 二十八件 |
| 気象庁 | 一件 |
| 海上保安庁 | 三件 |
| 海難審判庁 | 一件 |
| 環境省 | 十六件 |
| 会計検査院 | 十件 |

別表八 一の8でお尋ねの結果的に開示され諮問不要になった件数

| 行政機関名 | 件数 |
|------------|----|
| 内閣官房 | 零件 |
| 内閣法制局 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 零件 |
| 人事院 | 零件 |
| 内閣府 | 零件 |
| 宮内庁 | 零件 |
| 国家公安委員会 | 零件 |
| 警察庁 | 零件 |
| 防衛庁 | 零件 |
| 防衛施設庁 | 一件 |
| 金融庁 | 零件 |
| 総務省 | 一件 |
| 公正取引委員会 | 二件 |
| 郵政事業庁 | 一件 |
| 法務省 | 一件 |
| 司法試験管理委員会 | 五件 |
| 公安審査委員会 | 零件 |
| 公安調査庁 | 零件 |
| 検察庁 | 零件 |
| 外務省 | 零件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|-----|
| 財務省 | 零件 |
| 国税庁 | 零件 |
| 文部科学省 | 八件 |
| 文化庁 | 一件 |
| 国立大学等 | 九件 |
| 厚生労働省 | 十七件 |
| 社会保険庁 | 二件 |
| 農林水産省 | 零件 |
| 食糧庁 | 零件 |
| 林野庁 | 零件 |
| 水産庁 | 零件 |
| 経済産業省 | 零件 |
| 資源エネルギー庁 | 一件 |
| 特許庁 | 零件 |
| 国土交通省 | 二件 |
| 気象庁 | 零件 |
| 海上保安庁 | 零件 |
| 海難審判庁 | 零件 |
| 環境省 | 零件 |
| 会計検査院 | 零件 |

別表九 一の9でお尋ねのいまだ諮問されていない件数（一の8を除く）

| 行政機関名 | 件数 |
|------------|-------|
| 内閣官房 | 三十件 |
| 内閣法制局 | 零件 |
| 司法制度改革推進本部 | 五件 |
| 人事院 | 零件 |
| 内閣府 | 零件 |
| 宮内庁 | 零件 |
| 国家公安委員会 | 零件 |
| 警察庁 | 十件 |
| 防衛庁 | 三十五件 |
| 防衛施設庁 | 一件 |
| 金融庁 | 八十八件 |
| 総務省 | 九件 |
| 公正取引委員会 | 零件 |
| 郵政事業庁 | 四件 |
| 法務省 | 十二件 |
| 司法試験管理委員会 | 一件 |
| 公安審査委員会 | 七件 |
| 公安調査庁 | 八件 |
| 検察庁 | 六件 |
| 外務省 | 百八十七件 |

| 行政機関名 | 件数 |
|----------|-------|
| 財務省 | 十二件 |
| 国税庁 | 百二十三件 |
| 文部科学省 | 十件 |
| 文化庁 | 零件 |
| 国立大学等 | 十一件 |
| 厚生労働省 | 三十九件 |
| 社会保険庁 | 十件 |
| 農林水産省 | 二件 |
| 食糧庁 | 零件 |
| 林野庁 | 八件 |
| 水産庁 | 零件 |
| 経済産業省 | 七件 |
| 資源エネルギー庁 | 一件 |
| 特許庁 | 九件 |
| 国土交通省 | 二十五件 |
| 気象庁 | 零件 |
| 海上保安庁 | 九件 |
| 海難審判庁 | 零件 |
| 環境省 | 九件 |
| 会計検査院 | 零件 |

別表十一の10でお尋ねの答申件数

| 行政機関名 | 答申件数 |
|-----------|------|
| 内閣官房 | 二件 |
| 内閣法制局 | 一件 |
| 人事院 | 一件 |
| 内閣府 | 六件 |
| 宮内庁 | 十三件 |
| 国家公安委員会 | 零件 |
| 警察庁 | 四件 |
| 防衛庁 | 十件 |
| 防衛施設庁 | 二件 |
| 金融庁 | 三件 |
| 総務省 | 十二件 |
| 公正取引委員会 | 零件 |
| 郵政事業庁 | 六件 |
| 法務省 | 五十一件 |
| 司法試験管理委員会 | 一件 |
| 公安調査庁 | 一件 |
| 検察庁 | 二十三件 |
| 外務省 | 十九件 |
| 財務省 | 四件 |

| 行政機関名 | 答申件数 |
|----------|------|
| 国税庁 | 一件 |
| 文部科学省 | 四件 |
| 文化庁 | 一件 |
| 国立大学等 | 十四件 |
| 厚生労働省 | 六十七件 |
| 農林水産省 | 五件 |
| 食糧庁 | 一件 |
| 林野庁 | 十件 |
| 水産庁 | 一件 |
| 経済産業省 | 六件 |
| 資源エネルギー庁 | 零件 |
| 特許庁 | 一件 |
| 国土交通省 | 十三件 |
| 気象庁 | 一件 |
| 海上保安庁 | 三件 |
| 海難審判庁 | 一件 |
| 環境省 | 三件 |
| 会計検査院 | 一件 |

別表十一 一の11及び12でお尋ねの開示妥当の件数及び不開示妥当の件数

| 行政機関名 | 開示妥当の件数 | 不開示妥当の件数 | 備考 |
|-----------|---------|----------|---|
| 内閣官房 | 零件 | 二件 | |
| 内閣法制局 | 零件 | 一件 | |
| 人事院 | 一件 | 零件 | |
| 内閣府 | 四件 | 二件 | |
| 宮内庁 | 二件 | 十一件 | 開示妥当の二件については、文書不存在を理由とした原処分を取り消すべきであるとしたもの一件を含む。 |
| 警察庁 | 二件 | 二件 | |
| 防衛庁 | 二件 | 八件 | |
| 防衛施設庁 | 零件 | 二件 | |
| 金融庁 | 一件 | 二件 | |
| 総務省 | 十一件 | 一件 | |
| 郵政事業庁 | 三件 | 三件 | |
| 法務省 | 二十二件 | 二十九件 | |
| 司法試験管理委員会 | 零件 | 一件 | |
| 公安調査庁 | 零件 | 一件 | |
| 検察庁 | 一件 | 二十二件 | 開示妥当の一件については、存否応答拒否を理由とした原処分を取り消すべきであるとしたもの一件を含む。 |
| 外務省 | 零件 | 十九件 | |
| 財務省 | 一件 | 三件 | |
| 国税庁 | 零件 | 一件 | |

| | | | |
|-------|-----|------|---|
| 環境省 | 三件 | 零件 | 開示妥当の三件については、文書不存在を理由とした原処分を取 |
| 海難審判庁 | 零件 | 一件 | |
| 海上保安庁 | 二件 | 一件 | |
| 気象庁 | 一件 | 零件 | |
| 国土交通省 | 六件 | 七件 | |
| 特許庁 | 零件 | 一件 | |
| 経済産業省 | 四件 | 二件 | 開示妥当の四件については、文書を開示するとした原処分について、第三者から不開示とすることを求めるとの不服申立てがなされたもの三件を含む。 |
| 水産庁 | 一件 | 零件 | |
| 林野庁 | 九件 | 一件 | |
| 食糧庁 | 一件 | 零件 | |
| 農林水産省 | 四件 | 一件 | 開示妥当の三十件については、文書の特定ができないことを理由とした原処分を取り消すべきであるとしたもの一件、存否応答拒否を理由とした原処分を取り消すべきであるとしたもの一件、文書不存在を理由とした原処分を取り消すべきであるとしたもの二件及び理由付記を違法と認め原処分を取り消すべきであるとしたもの一件を含む。 |
| 厚生労働省 | 三十件 | 三十七件 | |
| 国立大学等 | 十件 | 四件 | |
| 文化庁 | 零件 | 一件 | |
| 文部科学省 | 一件 | 三件 | |

| | | | |
|-------|----|----|---------------------|
| 会計検査院 | 零件 | 一件 | り消すべきであるとしたもの一件を含む。 |
|-------|----|----|---------------------|

(注) 開示妥当は、開示が妥当である(一部開示が妥当であるとしたものを含む。)としたものであり、不開示妥当は、不開示が妥当であるとしたものである。

別表十二 一の13でお尋ねの不服申立てから諮問までの平均期間

| 行政機関名 | 日数 |
|-----------|--------|
| 内閣官房 | 百六日 |
| 内閣法制局 | 十四日 |
| 人事院 | 百三十八日 |
| 内閣府 | 二十二日 |
| 宮内庁 | 四十六日 |
| 国家公安委員会 | 二百九十八日 |
| 警察庁 | 二百二十一日 |
| 防衛庁 | 百五十二日 |
| 防衛施設庁 | 百八十五日 |
| 金融庁 | 百六十日 |
| 総務省 | 八十一日 |
| 公正取引委員会 | 百二十五日 |
| 郵政事業庁 | 七十七日 |
| 法務省 | 六十日 |
| 司法試験管理委員会 | 二百三日 |
| 公安調査庁 | 二百七十日 |
| 検察庁 | 百四十一日 |
| 外務省 | 百九日 |
| 財務省 | 二百四十一日 |
| 国税庁 | 二百三十三日 |

| 行政機関名 | 日数 |
|----------|--------|
| 文部科学省 | 二百四十二日 |
| 文化庁 | 百二日 |
| 国立大学等 | 六十一日 |
| 厚生労働省 | 百十日 |
| 農林水産省 | 九十八日 |
| 食糧庁 | 百四十一日 |
| 林野庁 | 百六十五日 |
| 水産庁 | 百三十九日 |
| 経済産業省 | 百三十四日 |
| 資源エネルギー庁 | 七十九日 |
| 特許庁 | 二百十四日 |
| 国土交通省 | 百三十七日 |
| 気象庁 | 百二十八日 |
| 海上保安庁 | 九十五日 |
| 海難審判庁 | 百六十二日 |
| 環境省 | 二百三十六日 |
| 会計検査院 | 九十七日 |

別表十三 一の14でお尋ねの不服申立てから諮問までかかった最長期間

| 行政機関名 | 日数 |
|-----------|--------|
| 内閣官房 | 百八日 |
| 内閣法制局 | 十四日 |
| 人事院 | 百三十八日 |
| 内閣府 | 三十五日 |
| 宮内庁 | 九十八日 |
| 国家公安委員会 | 二百九十八日 |
| 警察庁 | 三百九十九日 |
| 防衛庁 | 三百一日 |
| 防衛施設庁 | 三百日 |
| 金融庁 | 二百八十九日 |
| 総務省 | 百七十七日 |
| 公正取引委員会 | 百九十五日 |
| 郵政事業庁 | 百二十四日 |
| 法務省 | 二百十八日 |
| 司法試験管理委員会 | 二百三日 |
| 公安調査庁 | 三百三十四日 |
| 検察庁 | 二百二十六日 |
| 外務省 | 三百七十二日 |
| 財務省 | 三百二十一日 |
| 国税庁 | 二百七十六日 |

| 行政機関名 | 日数 |
|----------|--------|
| 文部科学省 | 二百九十一日 |
| 文化庁 | 百二日 |
| 国立大学等 | 百十三日 |
| 厚生労働省 | 三百三十日 |
| 農林水産省 | 百七十五日 |
| 食糧庁 | 百四十三日 |
| 林野庁 | 二百十三日 |
| 水産庁 | 百三十九日 |
| 経済産業省 | 二百七十四日 |
| 資源エネルギー庁 | 七十九日 |
| 特許庁 | 三百九日 |
| 国土交通省 | 三百十五日 |
| 気象庁 | 百二十八日 |
| 海上保安庁 | 百六十一日 |
| 海難審判庁 | 百六十二日 |
| 環境省 | 三百六十四日 |
| 会計検査院 | 百七十五日 |

別表十四 一の15でお尋ねの時間を要した理由等と案件の概要

| 行政機関名 | 理由等 | 案件の概要 |
|---------|--|--|
| 内閣官房 | 原処分の妥当性についての検討（文書不存在であることの確認等）に時間を要したため。 | 一九九三年に内閣安全保障室に関係省庁により構成された「四省庁会議」の議事録等特定の内閣提出法律案における用語の用法に関する審議録その他関係資料の不開示（不存在）決定 |
| 内閣法制局 | 時間を要したとは考えていない。 | |
| 人事院 | 慎重に検討を行ったため。 | 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「国公法」という。）第百三条関係審査状況等の一部開示決定 |
| 内閣府 | 原処分の妥当性についての検討（文書不存在であることの確認等）に時間を要したため。 | 公正取引委員会委員を辞職した者の「一身上の都合」の具体的内容に関する文書の不開示（不存在）決定 |
| 宮内庁 | 諮問内容等について検討を行うため。 | 昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定 |
| 国家公安委員会 | 複数の不服申立て案件を順次処理していった結果、時間を要したため。 | 公安委員会議事録のうち、特定事件についての事務局の報告、委員の質問・討議・意見表明をした部分 |
| 警察庁 | 複数の不服申立て案件を順次処理していった結果、時間を要したため。 | 特定個人の提起した民事訴訟における調査嘱託書についての警視庁との間の文書 |
| 防衛庁 | 諮問に必要な資料作成に係る調査等に時間を要したため。 | 「研究季報（第一術科学校）」（第百三十六号）に対する開示請求について一部の個 |

| | | |
|----------------|---|--|
| | <p>防衛施設庁</p> <p>不服申立てに係る文書は、在日米軍との間で作成された文書であり、「公にすることににより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ」に該当することを理由とし原処分を行ったことから、諮問を行うに当たっても、在日米軍との調整を行う必要があり、その調整等に時間を要したため。</p> | <p>人に関する情報を不開示とした部分開示決定</p> <p>平成十年二月二十日の日米合同委員会合意文書の不開示決定</p> |
| <p>金融庁</p> | <p>多数の不服申立て案件を検討する中であつて、本案件の諮問をするに当たつては、諸外国における外交関係文書の情報公開法上の取扱いについての調査などに時間を要したため。</p> | <p>平成十一年一月に金融再生委員会委員長が米國財務副長官から受け取つた文書の不開示決定</p> |
| <p>総務省</p> | <p>地方支分部局の開示決定に係る審査請求であり、処分庁からの弁明書の提出、不服申立人からの反論書の提出などの行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき手続に時間を要したため。</p> | <p>民間人である行政相談委員の定期報告の記載事項のうち、特定の行政相談委員を識別できる情報等を不開示とした一部開示決定</p> |
| <p>公正取引委員会</p> | <p>同一審査請求人より類似内容の審査請求があつたことから、取りまとめて諮問することが適切と思料したため。</p> | <p>公正取引委員会の人事に関する件</p> |
| <p>郵政事業庁</p> | <p>審査請求書の補正に時間を要したほか、審査請求に係る文書が大量であつたことなどから審査に時間を要したため。</p> | <p>東北郵政局管内特定郵便局の会計実地監査報告書中の渡切経費指摘事項の一部開示決定</p> |
| <p>法務省</p> | <p>審査請求人から審査請求の取下げの意向が示されたため、取下書の提出を求めたが、最終的に取下げの意向を撤回する旨の回答がされたので、これを受けて諮問の手続を開始したため。</p> | <p>特定の個人に対する懲戒処分関係書類に関する不開示決定</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| 司法試験管理委員会 | 異議申立てが不適法であり、補正命令を行ったため。 | 本人の司法試験不合格年の総合順位と合格年の答案の開示 |
| 公安調査庁 | 同一の開示請求者から、公安調査庁が複数回に分けて行った開示決定等の処分に対して、複数の不服申立てを受けており、整合性のある諮問を行う必要上、長期間を要したため。 | 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七十七号。以下「団体規制法」という。）の規制処分審査事件記録 |
| 検察庁 | 職責に関する書類の事案は、全府省に関係するが、先例に乏しく、個人情報に関する他の事案との比較検討を行うなど慎重に調査・検討を行い、また、その過程で、原処分庁において、不開示決定の一部を取り消し、追加の開示決定を行ったため。 | 仙台高検・地検職員の職責に関する書類の一部開示決定 |
| 外務省 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）施行以来、現在に至るまで多数の開示請求を受け付けており（平成十四年四月以降だけでも、五百六十七件）、これら開示請求への対応に多大な労力と時間が費やされている等、日常業務に繁忙を極めていの中で、異議申立書の内容を吟味し、必要な調査・検討（例えば、異議申立書において判決が言及されれば、当該判決文の入手及び検討を行う。）を行った上で、反論や意見を書面にする等の作業に時間を要するため。 | 二〇〇一年五月二十八日に東京で行われた日豪外相会談メモの田中外相（当時）発言部分 |
| 財務省 | 不服申立てに係る文書には第三者情報を中心とする多数の開示情報が含まれ、慎重な審査を行う必要があったこと、同一の担当者の所掌分野について同時期に複数の不服申立てが提起されたこと等 | 特定の里道等の払下げに関する文書の一部開示決定 |

| | | |
|-------|--|--|
| 国税庁 | により、審査に時間を要したため。 | 特定の土地の路線価決定に関する文書 |
| 国税庁 | <p>国税庁に対する開示請求件数は膨大であり、これらの開示請求事案に相当の事務量を要すること、同一の担当者の所掌分野について複数の不服申立てが提起されていること等により事務が繁忙であること及び特定の法人又は個人に関する情報等を含む事案については、特に開示・不開示の決定について、厳正かつ慎重な判断に努める必要があることから、結果として諮問が遅れたため。</p> | <p>三十学校法人の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表</p> |
| 文部科学省 | <p>県の情報公開に関する条例を根拠として争われた、同種の学校法人の財務諸表の公開に関する最高裁判所判決（平成十三年十一月二十七日判決）及び情報公開審査会に諮問した、学校法人の財務内容等調査の公開に関する案件に対する答申（平成十三年十二月二十一日答申）を待ち、その後、その判決及び答申の内容を参考として、異議申立てのあった複数の学校法人における財務関係書類の公開状況を分析、検討した上で諮問を行う必要があった案件であるため。</p> | |
| 文化庁 | <p>宗教法人の信教の自由にも関わる問題でもあり、慎重に検討したため。</p> | <p>ある宗教法人の宗会議事録及び宗会規則（昭和五十四年、五十五年、平成八年から平成十二年まで）</p> |
| 国立大学等 | <p>諮問内容の検討、そのための情報収集に時間を要したため及び不服申立て処理の時期が他の情報公開事務の繁忙期と重なったため。</p> | <p>附属図書館職員名簿の一部開示決定（名簿は事務部職員毎の顔写真に職名及び氏名が記載されており、掛長以下の者の氏名及び顔写真を不開示とした。）</p> |
| 厚生労働省 | <p>関連した類似案件の情報公開審査会の答申を待って、厚生労働省</p> | <p>地方じん肺審査医の報酬に係る支出負担行</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| 農林水産省 | の開示方針の変更を行ったため。 | 為決議書 |
| 食糧庁 | 不服申立てを受けて、改めて慎重に検討を行ったため。 第三者に参加人としての意向確認を行う必要があったため。 | G A T Tウルグアイラウンド等でコメが部 分解放された経緯 米の残留農薬とカドミウム含有量に関する 全国調査 |
| 林野庁 | 本件に係る不服申立人外一名からは、本件以外にも同様の事案について、平成十四年六月四日までに十二件の開示請求が行われており、開示請求に係る事務処理に時間を要したため。 | 天城高原「ふれあいの郷」一般管理規程 |
| 水産庁 | 各府省間の調整に時間を要したため。 | 国公法第百三条関係審査状況の部分開示決定 |
| 経済産業省 | 関係機関が多岐にわたることから詳細な理由説明書の作成に時間がかかったため及び担当部局の他の事務が繁忙を極めていたため。 | 博覧会国際事務局総会前後の加盟国との交渉経過を記した文書の不開示決定 |
| 資源エネルギー庁 | 不服申立てに係る文書が不服申立てに係る多数の不開示部分を含めて四十頁と大部であるとともに、第三者である法人等に関する情報を多く含むことから、情報公開法第五条第二号イ及びロの該当性等の諮問内容の検討に時間を要したため。 | 原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定 |
| 特許庁 | 行政文書が不存在であることを諮問に当たり再度確認するための調査を入念に行ったため。 | 昭和六十二年ごろ開催された特許庁の懇談会の経緯等に関する文書の不開示決定（不存在） |
| 国土交通省 | 審査請求であるため、原処分庁から弁明書を提出させ、また、審査請求人からこれに対する反論書を提出させるなど、関係当事者の意見を聴取する手続に時間を要したため。さらに、審査請求に係る | 建設中のダム事業に係る損失補償基準（補償単価等）及び契約関係書類（買収予定地の実測面積等）の部分開示決定 |

| | | |
|--------------|--|---|
| | <p>行政文書には、個人に関する情報が記載されているところ、情報公開審査会に諮問する前に、審査庁自ら、個人情報保護の要請、開示することによる今後の諸事業の遂行への影響等を勘案しつつ、開示範囲を拡大することについて慎重に検討を行ったため。</p> | |
| <p>気象庁</p> | <p>異議申立書の記載事項に形式上の不備があり、補正手続に日数を要したため。</p> | <p>国公法第百三条関係審査状況について（営利企業への就職関係審査内訳）</p> |
| <p>海上保安庁</p> | <p>事案内容の精査のため。</p> | <p>国公法第百三条関係審査状況等（海上保安庁分）</p> |
| <p>海難審判庁</p> | <p>諮問書を作成するに当たって、適用条文等について再検討し、海難審判庁としての意見をまとめるのに時間を要したため。</p> | <p>海難審判の事件記録</p> |
| <p>環境省</p> | <p>諮問に際して必要な環境省の考え方及びその理由を記載した理由説明書の作成並びにこれに係る関係府省との調整に時間を要したのと等のため。</p> | <p>一九九一年度から一九九七年度まで及び二〇〇〇年度に開催された日米合同委員会環境分科委員会の議事録等（異議申立て八件）</p> |
| <p>会計検査院</p> | <p>関係府省との調整に時間を要したため。</p> | <p>国公法第百三条第三項に基づいて承認を与えた職員の氏名、職歴、再就職先等に関する情報</p> |

別表十五 一の16でお尋ねの案件名等

| 行政機関名 | 案件名 | 理由 | 不服申立てからの期間 |
|------------|---|---|------------|
| 内閣官房 | 報償費の支出負担行為に関する文書 | 現在諮問している案件の対応中であるため。また、内閣官房報償費の性格に照らし十分な検討を行う必要があるため。 | 三百九十二日 |
| 司法制度改革推進本部 | 平成十四年二月二十八日に開催された裁判員制度・刑事検討会の内容を記録した録音テープ | 諮問書作成に当たり、理由説明書（諮問庁としての意見）の作成に時間を要しているため。 | 六十日 |
| 警察庁 | 特定事件についての神奈川県警との間の文書 | 個人情報について詳細な記載があり、開示・不開示の判断に時間を要しているため。 | 四百十七日 |
| 防衛庁 | 「通信電子」（五月号） | 本文書は、自衛官等を構成員とする私的な団体が発行した刊行物であることから、当該団体の意見を聴取しつつ、諮問に必要な資料作成に係る調査等を行うことが必要であり、当該調査等に時間を要するため。 | 三百四十四日 |
| 防衛施設庁 | 沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会第二回合議事録概要 | 不服申立てに係る文書は、複数の関係機関の職員が出席して行われた日米間での会議の概要をまとめたものであり、当該文書の一部が「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ」及び「個人の氏名を公にした場合、特定の個人が識別 | 二百八十一日 |

| | | | |
|--------------|---|--|---------------|
| | | <p>されたり、個人の権利利益を害するおそれ」に該当することを理由として原処分を行ったものであり、諮問を行うに当たって、これらの理由に関し関係機関との調整に時間を要しているため。</p> | |
| <p>金融庁</p> | <p>一九九七年十月から十一月二十四日までの間、山一證券の簿外債務及び経営問題をめぐって山一證券から受けた報告書、覚書などの文書の不開示決定に対する異議申立て</p> | <p>多数の不服申立て案件を検討する中であつて、山一證券関係の書類は現在、捜査当局によつて押収されているものもあり、本件異議申立てに係る開示請求の対象文書が押収物の中に含まれている可能性も一概に否定できず、押収物中对象文書がないことの確認にお時間を要するため。</p> | <p>三百六十六日</p> |
| <p>総務省</p> | <p>総務大臣及び内閣法制局長官あての内容証明郵便に対して回答しない理由を記載した文書の不開示決定に関する件</p> | <p>異議申立書の記載事項に形式不備があり、補正中であるため。</p> | <p>四百二十日</p> |
| <p>郵政事業庁</p> | <p>特定郵便局の廃止に関する文書の一部 不開示決定に関する件</p> | <p>審査請求書の補正手続及び審査請求の理由が情報公開法第五条第一号イの該当性があり、不開示とした個人情報に公にされていることについての調査等に時間を要したため。</p> | <p>二百八十九日</p> |
| <p>法務省</p> | <p>「死刑執行の手続に関する内規、訓令・通達、その他の行政文書」の全部</p> | <p>法務省が行った異議申立人からの請求に係る行政文書の全部不開示決定に対しての異</p> | <p>二百三十三日</p> |

| | | | |
|------------------|---|---|---------------|
| | <p>開示に対する異議申立て</p> | <p>議申立てであり、不適法として却下すべきか、情報公開審査会に諮問をすべきかの検討に時間を要しているため。</p> | |
| <p>司法試験管理委員会</p> | <p>平成十三年度論文式試験採点表について</p> | <p>不開示決定の理由である情報公開法第五条第一号及び第五号該当性の解釈について、従前の裁判例や情報公開審査会の答申結果等に基づき、更に検討を加える必要があるほか、情報公開法第五条第四号及び第六号に該当する可能性があるため、それらの点についても、文献、裁判例等を調査する必要があり、諮問の要否の判断及び諮問する場合の理由等の詳細な検討に時間を要しているため。</p> | <p>八十六日</p> |
| <p>公安審査委員会</p> | <p>破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）所定の破壊的団体の規制処分記録及び団体規制法所定の無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分記録</p> | <p>本件不服申立ての開示請求の対象となっている文書は、破壊活動防止法及び団体規制法に基づき公安審査委員会が行った決定に対する審査請求から決定までの規制処分審査事件記録であるところ、その内容は公共の観点から見た特定の団体の危険性に関する情報であり、それが開示された場合に社会に与える影響等を考慮すれば、諮問に際して慎重かつ詳細な検討を加える必要が</p> | <p>三百八十八日</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 公安調査庁 | 検察庁 | 外務省 |
| | 公安調査官調査活動費についての内規等 | 「特に犯情悪質等の無期懲役刑確定者に対する刑の執行指揮及びそれらの者の仮出獄に対する検察官の意見を適正にする方策について（依命通達）」の一部開示決定に対する不服申立て | 大臣官房における報償費の支出負担行為に関する文書（平成十二年八月分） |
| あるため。また、対象となつている文書の量が大量で、文書の内容も多岐にわたつており、情報公開法に基づく同種事例の集積もないことなどから、その検証に期間を要しているため。 | 公安調査庁に対して、同種の文書に対する取消訴訟が提起されている関係上、本件諮問に当たつて、対象文書の内容を改めて慎重に検討する必要がある、現在もこの作業を続けているため。 | 刑の執行や捜査・公判への影響について、検察部内や関係部局との間で慎重な調査・検討を行っているため。 | 外務省においては、いまだ多数の開示請求を受け付けており（平成十四年四月以降、五百六十七件）、また、開示決定等をすべき六百一件の開示請求及び提起された四件の訴訟への対応に多大な労力と時間が費やされていること等、日常業務に繁忙を極めているため及び情報公開審査会への諮 |
| 三百四十四日 | 三百四十四日 | 百二十一日 | 三百八十六日 |

| | | | |
|-----|------------------------------------|---|--------|
| | | <p>問に当たっては、異議申立書の内容を吟味し、必要な調査・検討（例えば、異議申立書において判決が言及されていれば、当該判決文の入手及び検討を行う。）を行った上で、外務省としての反論や意見を書面にする等の作業が発生するため、時間を要しているため。</p> | |
| 財務省 | <p>特定の里道の払下げに関する文書の一部開示決定に関する件</p> | <p>不服申立てに係る文書は第三者情報を中心とする多数の不開示情報が含まれ、慎重な審査を行う必要があること、数十年前の過去における文書作成の経緯について調査を行う必要があること等により、審査に時間を要しているため。</p> | 三百四十二日 |
| 国税庁 | <p>特定の法人の提出した法人設立届出書等</p> | <p>国税庁に対する開示請求件数は膨大であり、これらの開示請求事案に相当の事務量を要すること、同一の担当者の所掌分野について同時期に複数の不服申立てが提起され、その後も不服申立てが提起されていること等により事務が繁忙であるため及び特定の法人又は個人に関する情報等を含む事案については、特に開示・不開示の決定について、厳正かつ慎重な判断に努める必要</p> | 四百二十四日 |

| | | | |
|--------------|---|--|----------------------------|
| | <p>文部科学省</p> <p>ある学校法人の資金収支計算書、消費 収支計算書、貸借対照表</p> | <p>があることから、結果として諮問が遅れて いる状況であるが、現在鋭意作業中。</p> <p>学校法人の財務諸表の取扱いについて結 論を得るために時間を要したためである が、学校法人の財務諸表の公開に関する文 部科学省の見解がまとまったことから、今 後、速やかに異議申立てに関する諮問を行 う。</p> | <p>百二十日</p> |
| <p>国立大学等</p> | <p>平成十三年一月二十四日工芸学部教授 会議事録外</p> <p>個別の監督指導の監督復命書</p> | <p>諮問内容の検討、そのための情報収集及 び学内委員会開催に時間を要しているた め。</p> <p>処分庁の弁明書の提出及び不服申立人の 反論書の提出を受け、これらを踏まえて厚 生労働省の開示方針について検討を行って いるため、また、特定部局への審査請求の 集中があったため。</p> | <p>二百十七日</p> <p>三百三十八日</p> |
| <p>厚生労働省</p> | <p>特定の職員の「処分」に関するすべて の調査資料</p> | <p>処分庁で下した処分の根拠についての審 査に時間を要したため。</p> | <p>三百五十五日</p> |
| <p>社会保険庁</p> | <p>平成十年度及び十一年度畜産物及び飼 料等のダイオキシン類実態調査</p> | <p>BSE発生に係る行政対応、関係省との 調整に時間を要したため。なお、現在、情 報公開審査会への諮問に向けて取り急ぎ作 業を実施しているところ。</p> | <p>二百四十二日</p> |
| <p>農林水産省</p> | | | |

| | | | |
|----------|--|---|--------|
| 林野庁 | 天城高原「ふれあいの郷」の事務事業を委託していることについて | 本件に係る不服申立人外一名からは、本件以外にも同様の事案について、平成十四年六月四日までに十二件の開示請求が行われており、開示請求に係る事務処理に時間を要したため。なお、現在、開示請求に係る事務処理は終了し、情報公開審査会への諮問に向けて作業しているところ。 | 百七十七日 |
| 経済産業省 | 名古屋市のJＲ笹島貨物駅跡地に関して、二〇〇〇年九月の博覧会国際事務局に対する登録申請についての閣議決定前に、愛知県と通商産業省（現、経済産業省）等が行った議論の経緯が分かる資料の不開示決定に関する件 | 関係機関が多岐にわたることから詳細な理由説明書の作成に時間がかかっているため及び担当部局の他の事務が繁忙を極めているため。 | 三百六十五日 |
| 資源エネルギー庁 | 電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）に基づく苦情申出事実の確認行為に際し、苦情申出人の苦情が事実無根である旨回答した電気事業者の報告に関する行政文書の不開示決定（不存在）に関する件 | 諮問書作成に当たり、理由説明書（諮問書としての意見）の記載内容の調整に時間を要しているため。 | 三十六日 |
| 特許庁 | 特許庁所管の公益法人の民営化について特許庁が行った行政指導に関する文書の全部開示決定に関する件 | 不服申立人は、特許庁が既に開示した文書以外の文書が存在を主張しており、それが不存在であることの諮問に当たっての再 | 三百五十二日 |

| | | | |
|-------|---|---|----------------------|
| | 国土交通省 | 道路建設予定地に係る損失補償台帳の不開示決定に関する件 | |
| 海上保安庁 | 神戸空港による船舶海上交通への影響について、海上保安庁が実施又は入手した調査・検討資料 | 度の確認について、入念な調査を行つてい るため。 審査請求であるため、原処分庁から弁明 書を提出させ、また、審査請求人からこれ に対する反論書を提出させるなど、関係当 事者の意見を聴取する手続に時間を要し、 さらに、審査請求に係る行政文書には、買 収予定地の個人に関する情報が記載されて いるため、個人情報保護の要請、開示す ることによる今後の諸事業の遂行への影響等 について慎重に検討を行う必要があり、情 報公開審査会への諮問まで時間を要してい たところであるが、近々、諮問の予定であ る。 | 三百五十九日 |
| 環境省 | 一九九二年十二月から一九九三年九月 までに開催された「経済的手法による 廃棄物減量化研究会」の議事録、配付 資料、報告書等（異議申立て一件）及 び一九九二年五月から一九九三年九月 | 全体頁数が四百六十五頁と審査文書量が 多大であり、また関係機関への照会など 時間を要しているため。 文書不存在を理由とする不開示決定に対 し、開示請求に係る行政文書が存在してい るはずとして異議申立てがなされているこ とから、諮問に当たっては、開示請求に係 る行政文書に係る過去の経緯について詳細 | 三百三十二日 三百五十四日 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>までの間において、厚生省がプラスチック包装容器関連業界から分別収集について意見聴取した際の関係文書（異議申立て一件）</p> | <p>に調査する必要がある、この調査に時間を要していること等のため。</p> | |
|--|---|--|--|

別表十六 一の17及び18でお尋ねの平均期間及び最長期間

| 行政機関名 | 平均期間 | 最長期間 |
|-----------|--------|--------|
| 内閣官房 | 六十二日 | 七十四日 |
| 内閣法制局 | 六十九日 | 六十九日 |
| 人事院 | 二百二十九日 | 二百二十九日 |
| 内閣府 | 七十九日 | 二百二十三日 |
| 宮内庁 | 百五十一日 | 百五十三日 |
| 警察庁 | 百一日 | 百九十七日 |
| 防衛庁 | 七十七日 | 百二十九日 |
| 防衛施設庁 | 四十日 | 四十日 |
| 金融庁 | 百十九日 | 百四十日 |
| 総務省 | 九十六日 | 百三十五日 |
| 郵政事業庁 | 九十五日 | 百二十一日 |
| 法務省 | 百二十二日 | 二百五十二日 |
| 司法試験管理委員会 | 百二十日 | 百二十日 |
| 公安調査庁 | 二百三十一日 | 二百三十一日 |
| 検察庁 | 百三十五日 | 百七十九日 |
| 外務省 | 百十四日 | 二百三十二日 |
| 財務省 | 八十七日 | 百八十二日 |
| 国税庁 | 九十一日 | 九十一日 |
| 文部科学省 | 八十九日 | 百四十九日 |
| 文化庁 | 九十日 | 九十日 |

| 行政機関名 | 平均期間 | 最長期間 |
|-------|--------|--------|
| 国立大学等 | 九十五日 | 百七十二日 |
| 厚生労働省 | 百十六日 | 二百四十日 |
| 農林水産省 | 百二十三日 | 二百二十三日 |
| 食糧庁 | 二百二十三日 | 二百二十三日 |
| 林野庁 | 百三十日 | 二百二十七日 |
| 水産庁 | 二百二十七日 | 二百二十七日 |
| 経済産業省 | 百三十二日 | 二百六十四日 |
| 特許庁 | 百十五日 | 百十五日 |
| 国土交通省 | 九十六日 | 二百十日 |
| 気象庁 | 二百二十四日 | 二百二十四日 |
| 海上保安庁 | 百一日 | 百十九日 |
| 海難審判庁 | 百八十四日 | 百八十四日 |
| 環境省 | 百四十八日 | 二百二十二日 |
| 会計検査院 | 二百七日 | 二百七日 |

別表十七 一の19でお尋ねの最長の事件名及び経過日数

| 行政機関名 | 諮問から現在までの期間が最長の事件名 | 経過日数 |
|---------|---|--------|
| 内閣官房 | (1) 「二〇〇〇年度の内閣官房報償費支出の際に参考とした会計処理の要領等の不開示決定（不存 在）に関する件（平成十三年諮問第百三十一号）」 (2) 「一九八九年五月の内閣交代に伴う報償費に関する引継資料の不開示決定（不存）に関する 件（平成十三年諮問第百三十二号）」 | 二百九十四日 |
| 宮内庁 | 「昭和天皇とマツカーサー最高司令官との会見録等の不開示決定に関する件（平成十四年諮問第 二百七号）」 | 十日 |
| 国家公安委員会 | 「国家公安委員会会議録の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第七十七号）」 | 百十九日 |
| 警察庁 | 「調査嘱託に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第百九十九号）」 | 十七日 |
| 防衛庁 | 「海上自衛隊衛星波送受信施設設置計画の策定に係る在日米軍司令部と防衛施設庁との協議の議 事録等の不開示決定（不存）」に関する件（平成十四年諮問第十八号）」 | 百五十五日 |
| 防衛施設庁 | 「海上自衛隊衛星波送受信施設設置計画の策定に係る在日米軍司令部と防衛施設庁との協議の議 事録等の不開示決定（不存）」に関する件（平成十四年諮問第二号）」 | 百六十九日 |
| 金融庁 | (1) 「日本債券信用銀行に関する検査報告書等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第六十 号）」 (2) 「日本債券信用銀行に対して行われた日銀考査の報告書（一九九八年）の不開示決定に関する 件（平成十三年諮問第六十一号）」 (3) 「日本長期信用銀行に関する検査報告書等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第六十二 号）」 (4) 「日本長期信用銀行に対して行われた日銀考査の報告書（一九九八年）の不開示決定に関する 件（平成十三年諮問第六十三号）」 | 三百三十七日 |

| | | |
|---------|--|----|
| 総務省 | <p>(5) 「北海道拓殖銀行に関する検査報告書等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第六十四号）」</p> <p>(6) 「山一証券に関する検査報告書等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第六十五号）」</p> <p>(1) 「委託放送事業者の事業収支報告書類（平成十年度）の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百八号）」</p> <p>(2) 「委託放送事業者の事業収支報告書類（平成十一年度）の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百九号）」</p> <p>(3) 「委託放送事業者の事業収支報告書類（平成十二年度）の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百十号）」</p> | 十日 |
| 公正取引委員会 | <p>(1) 「特定の公正取引委員会委員の発令依頼に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百十七号）」</p> <p>(2) 「特定の公正取引委員会委員の発令依頼に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百十八号）」</p> <p>(3) 「特定の公正取引委員会委員の発令依頼に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百十九号）」</p> <p>(4) 「公正取引委員会委員を辞職した者の「一身上の都合」の具体的内容に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十号）」</p> <p>(5) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十一号）」</p> <p>(6) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書（前任委員辞職願）の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十二号）」</p> <p>(7) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書（履歴書）の不開示決定（不存在）に</p> | 七日 |

- 関する件（平成十四年諮問第二百二十三号）」
- (8) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百二十四号）」
- (9) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十五号）」
- (10) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十六号）」
- (11) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百二十七号）」
- (12) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十八号）」
- (13) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百二十九号）」
- (14) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百三十号）」
- (15) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百三十一号）」
- (16) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百三十二号）」
- (17) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書（発令依頼文書等）の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百三十三号）」
- (18) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四

- 年諮問第二百三十四号) 一
- (19) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百三十五号） 一
- (20) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百三十六号） 一
- (21) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百三十七号） 一
- (22) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百三十八号） 一
- (23) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百三十九号） 一
- (24) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書（前任委員辞職願）の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百四十号） 一
- (25) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百四十一号） 一
- (26) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百四十二号） 一
- (27) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百四十三号） 一
- (28) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書（履歴書）の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百四十四号） 一
- (29) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書（履歴書等）の不開示決定（不存在）

- に関する件(平成十四年諮問第二百四十五号)」
- (30) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百四十六号)」
- (31) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書(発令依頼文書等)の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百四十七号)」
- (32) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百四十八号)」
- (33) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件(平成十四年諮問第二百四十九号)」
- (34) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百五十号)」
- (35) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百五十一号)」
- (36) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の一部開示決定に関する件(平成十四年諮問第二百五十二号)」
- (37) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書(履歴書)の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百五十三号)」
- (38) 「特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書(履歴書)の不開示決定(不存在)に関する件(平成十四年諮問第二百五十四号)」
- (39) 「特定ダム工事の談合情報を受けて公正取引委員会が行った具体的措置に関する文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件(平成十四年諮問第二百五十五号)」
- (40) 「国会におけるダム工事の談合に関する質疑を受けて公正取引委員会が行った具体的措置に関する件(平成十四年諮問第二百五十六号)」

| | | |
|-------|---|--------|
| 法務省 | <p>する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（平成十四年諮問第二百五十六号）</p> <p>(41) 「入札参加者に対する勧告についての新聞発表想定問答等を作成するために職務上取得した一切の資料の不開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百五十七号）」</p> <p>(42) 「申告等受理票（二〇〇〇年度）の不開示決定に関する件（平成十四年諮問第二百五十八号）」</p> | 四十四日 |
| 公安調査庁 | <p>「平成十二年及び平成十三年の先進国国際テロ対策専門家会合に係る行政文書の不開示決定に関する件（平成十四年諮問第六十三号）」</p> <p>「平成十二年度における公安調査局長・公安調査事務所長会議に提出された資料の一部不開示決定に関する件（平成十四年諮問第百一十一号）」</p> | 九十五日 |
| 検察庁 | <p>(1) 「特定刑事事件に係る領置票の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第二百四十四号）」</p> <p>(2) 「特定刑事事件に係る証拠金品総目録の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第二百四十五号）」</p> | 百九十日 |
| 外務省 | <p>「川奈で行われた橋本―エリツイン会談の議事録等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第二百四十号）」</p> | 二百八十九日 |
| 財務省 | <p>「里道等（香川県小豆郡所在）の払い下げに関する文書の一部不開示決定に関する件（平成十四年諮問第百三十七号）」</p> | 七十九日 |
| 国税庁 | <p>「平成五年分の特定の土地に係る路線価の評定に関する行政文書（評定調書を除く）の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第二百九十二号）」</p> | 七日 |
| 文部科学省 | <p>「東京医科歯科大学歯学部における不正経理に関する顛末報告書等の一部不開示決定に関する件（平成十四年諮問第三十五号）」</p> | 百四十八日 |
| 国立大学等 | <p>(1) 「京都工芸繊維大学臨時評議会議事録等の一部不開示決定に関する件（平成十四年諮問第三十七号）」</p> | 百四十七日 |

| | | |
|-------|---|---------------|
| | <p>(2) 「京都工芸繊維大学のセクシャルハラスメントの防止等に関する規定の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第三十八号）」</p> <p>(3) 「特定個人に対する懲戒処分を決定した京都工芸繊維大学評議会議事録の不開示決定（存否応答拒否）」に関する件（平成十四年諮問第三十九号）」</p> <p>「仙台労働基準監督署の平成十一年度前渡資金出納計算書付属証拠書（諸謝金）の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第九号）」</p> | <p>百六十三日</p> |
| 厚生労働省 | | |
| 農林水産省 | <p>(1) 「農林中央金庫に関する検査報告書等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第六十八号）」</p> <p>(2) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九八九年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第六十九号）」</p> <p>(3) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九〇年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十号）」</p> <p>(4) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九一年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十一号）」</p> <p>(5) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九二年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十二号）」</p> <p>(6) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九三年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十三号）」</p> <p>(7) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九四年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十四号）」</p> <p>(8) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九五年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十五号）」</p> | <p>三百三十二日</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>(9) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九六年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十六号）」</p> <p>(10) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九七年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十七号）」</p> <p>(11) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九八年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十八号）」</p> <p>(12) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（一九九九年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第七十九号）」</p> <p>(13) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（二〇〇〇年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第八十号）」</p> <p>(14) 「全国の信用農業協同組合連合会に関する検査報告書等（二〇〇一年）の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第八十一号）」</p> |
| 食糧庁 | <p>「米の残留農薬とカドミウム含有量に関する全国調査に係る文書の一部開示決定に関する件（平成十三年諮問第二百三十七号）」</p> |
| 林野庁 | <p>「「天城高原「ふれあいの郷」一般管理規程」の作成に係る決裁文書の不開示決定（不存在）に関する件（平成十四年諮問第九十八号）」</p> |
| 経済産業省 | <p>「別府市の場外車券売場設置許可に至るまでの関係者間の議事録等の不開示決定に関する件（平成十三年諮問第四百四十八号）」（ただし、本件については、平成十四年六月十一日に諮問事項の一部につき答申を行っている。）</p> |
| 資源エネルギー庁 | <p>「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件（平成十三年諮問第四百四十二号）」</p> |
| 国土交通省 | <p>「第二東名自動車道建設に係る特定の土地等の取得に関する文書の一部開示決定に関する件（平成十三年諮問第四百四十二号）」</p> |
| | <p>百九十七日</p> <p>二十一日</p> <p>二百八十八日</p> <p>二百八十九日</p> <p>百三十日</p> |

| | | |
|-------|---|-------|
| | 成十四年諮問第五十九号」 | |
| 環境省 | 「特定の産業廃棄物処分業者が産業廃棄物処理施設の設置不許可を不服として厚生大臣に行った審査請求に係る一切の公文書の一部開示決定に関する件（平成十四年諮問第七十四号）」 | 三十七日 |
| 会計検査院 | 「財務省（主計局及び理財局）との連絡会の議事要旨等の一部開示決定に関する件（平成十三年諮問第二号）」 | 三百四十日 |